

北九州市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、要綱別表第1の対象欄に掲げる障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）への指導及び監査方法等を定めるものとする。

(指導対象の選定)

第2条 指導は全ての事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準に基づいて対象の選定を行う。

なお、選定に当たっては、自立支援給付（自立支援医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費を除く）、障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費及び障害児相談支援給付費（以下「給付費等」という。）の情報等を活用する。

(1) 集団指導

ア 新たに障害福祉サービス、相談支援、療養介護医療、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児入所医療及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）を開始した事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ サービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 運営指導

ア 事業者等を対象に、概ね3年に1回実施する。

イ その他一般指導が必要と認められる事業者等を対象に実施する。

(集団指導の方法等)

第3条 集団指導の対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業者等に通知する。

2 集団指導は、サービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

3 集団指導に欠席した事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(運営指導の方法等)

第4条 運営指導の対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、担当職員、出席者、提出書類、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

2 運営指導は、関係者から関係書類等をもとに説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報

セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

3 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によって指導内容の通知を行う。

4 当該事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求める。

(監査対象の選定)

第5条 監査は、次の情報を踏まえて、事業者等のサービス等の内容及び給付費等に係る請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 他市町村、相談支援事業所等へ寄せられる苦情

ウ 給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項、第81条若しくは第85条又は児童福祉法第46条若しくは第57条の3の2第1項により指導を行った事業者等について確認した指定基準違反等

(監査の方法等)

第6条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行う。

2 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、監査の実施日及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。

ただし、必要があると判断した場合は、監査の当日に通知を行うことができる。

3 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

4 当該事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査後の行政上の措置)

第7条 指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35、第24条の36に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行う。

(1) 勧告

事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるものとし、この場合において、勧告を受けた当該事業者等は、期限内に勧告に係る措置をとるとともに、文書により報告を行わなければならない。

なお、勧告を受けた当該事業者等が、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとし、この場合において、命令を受けた当該事業者等は、期限内に勧告に係る措置をとるとともに、文書により報告を行わなければならない。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等

ア 指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項各号及び同条第2項各号並びに児童福祉法第21条の5の24第1項各号、第24条の17第1項各号及び第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

イ 監査の結果、事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

ウ 取消処分等を行ったときは、当該事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。なお、取消処分等にいたらなかった場合には、運営指導に準じた指導を行う。

エ 監査の結果、指定の取消しを行ったときは、障害者総合支援法第51条第4号、第51条の30第1項第3号及び同条第2項第3号並びに児童福祉法第21条の5の25第3号、第24条の18第3号及び第24条の37第3号の規定に基づき、福岡県知事に通知するとともに、これを公示する。

（監査後の経済上の措置等）

第8条 事業者等に対して勧告、命令、指定の取消等を行った場合であって、当該事業者等が偽りその他不正の行為により給付費等の支給を受けたときは、給付費等の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第1項及び第2項又は児童福祉法第57条の2第1項から第3項及び第5項までの規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うとともに、当該給付費等に関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第1項及び第2項の規定に基づく当該不正利得の徴収（返還金）としての徴収を行うよう要請する。

2 前項の場合、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項及び同条第4項の規定により、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額（以下「加算金」という。）を支払わせるとともに、当該給付費等に関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該事業者等に対し加算金を支払わせるよう要請する。

3 監査の結果、サービス等の内容又は給付費等の請求に関し不正又は不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年間とする。

(その他)

第9条 様式その他、指導及び監査に関しこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。